

## 全国の防災対策等に関する条例について

令和6年3月22日  
福島県災害対策課

## 1 全国の条例制定状況

21 道府県で制定済（地震対策に特化した条例を含めると 30 都道府県で制定済）

【制定済 21 道府県】北海道、岩手県、山形県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

## 2 主な構成及び条文項目について

制定済み 21 道府県の条例においては、前文、総則から始まり、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等の災害フェーズ毎に、県民、事業者、自主防災組織、市町村及び県等の役割や取り組むべき事項等を定めているものが多い。（12 自治体が該当）

また、規定されている主な条文項目は以下のとおり。（例文を次ページ以降に記載）

## (1) 総則

ア 目的

イ 定義

ウ 基本理念

エ 各主体の役割

- 県民・事業者・自主防災組織等・ボランティア等の役割、市町村・県の役割（責務）

## (2) 基本的取組

ア 防災・減災対策

- 災害への備え（防災知識の習得等、防災訓練の実施・参加、物資・資機材等の備蓄、建築物の安全性（耐震性等）の確保、防災リーダーの育成）
- 避難行動及び避難所の運営等（避難行動要支援者等への支援等含む）
- 消防団、自主防災組織等の参加・活動促進
- 事業継続計画、事業者による防災活動等

イ 災害応急対策

- 災害情報等の収集及び伝達等
- 迅速な避難・安全確保、負傷者等の救出・救護、避難行動要支援者の支援等
- 災害ボランティア等による支援活動

ウ 復旧・復興対策

- 被災者の生活再建支援
- 事業の継続・早期の再開

## (3) 災害の教訓と伝承

ア 災害検証

イ 防災教育

- 学校等における防災教育

ウ 災害教訓の伝承・発信

- 次世代への伝承

## 各主体の役割について

### 【例1】山形県「山形県防災基本条例」抜粋

(県民の役割)

第4条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者（学校等の設置者を除く。第23条、第24条及び第52条を除き、以下同じ。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害に関する意識を持って、災害から従業員、施設の利用者等の生命及び身体を守るための防災の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団、自主防災組織等、ボランティア等が行う防災の取組に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【例2】千葉県「千葉県防災基本条例」抜粋

(自主防災組織等の役割)

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

### 【例3】新潟県「新潟県防災基本条例」抜粋

(市町村の役割)

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県、国、防災関係機関、住民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を推進するものとする

### 【例4】北海道「北海道防災対策基本条例」抜粋

(道の責務)

第7条 道は、基本理念にのっとり、道民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災対策の主体と協働して、防災対策を総合的に推進する責務を有する。

2 道は、道民等が行う防災対策の支援に努めるものとする。

※県の財政上の措置について規定している条例も複数有り。

## 災害への備えについて

### 【例1】広島県「広島県防災対策基本条例」抜粋

(防災知識の習得等)

第11条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

### 【例2】栃木県「災害に強いとちぎづくり条例」抜粋

(防災訓練への参加等)

第 11 条 県民等は、県等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 自主防災組織及び事業者は、定期的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第 21 条 県は、市町村及び防災関係機関並びに県民等と連携協力し、総合的な防災訓練を実施するものとする。

2 県は、地域において多様かつ実践的な防災訓練が実施されるよう、県民等及び市町村に対する支援に努めるものとする。

【例 3】北海道「北海道防災対策基本条例」抜粋

(物資の備蓄等)

第 18 条 道民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、及び災害等に関する情報を収集できる機器を準備しておくよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、地域の住民が災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資及び消火、救助等に必要となる資機材を備蓄し、又は整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。

4 道は、災害時において当該災害が発生した市町村を支援するため、市町村及び防災関係機関における物資及び資機材の備蓄又は整備の状況を把握するよう努めるものとする。

【例 4】広島県「広島県防災対策基本条例」抜粋

(建築物の安全性の確保等)

第 15 条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

## 避難及び避難所について

【例 1】栃木県「災害に強いとちぎづくり条例」抜粋

(円滑な避難等)

第 14 条 県民等は、避難場所、避難経路及び家族等との連絡方法を確認し、並びに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動を整理しておくよう努めるものとする。

2 県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害に関する情報の収集に努め、自ら必要と判断したとき、又は避難の勧告等があったときは、円滑に避難するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害

に関する情報の伝達、避難の誘導その他地域の住民の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の誘導その他従業員、来所者等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 学校の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、児童生徒等の特性を踏まえ、避難の誘導その他児童生徒等の安全を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

**【例2】山梨県「山梨県防災基本条例」抜粋**

(指定避難所の運営等)

第二十七条 県民は、指定避難所（法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下この条において同じ。）に滞在するに当たっては、他の滞在者と協力しつつ、主体的に当該指定避難所の運営に携わるよう努めるとともに、要配慮者への配慮その他の指定避難所における共同生活が円滑に営まれるために必要な行動をとるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。
- 3 学校等の設置者等は、当該学校等の施設が指定避難所として使用されるときは、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。
- 4 自主防災組織等は、指定避難所の運営に当たっては、市町村及び指定避難所として使用される施設の管理者と連携して、要配慮者への配慮その他の当該指定避難所における避難生活が円滑に営まれるために必要な取組を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、市町村が行う指定避難所の円滑な運営の確保のための施策に関し必要な支援に努めるものとする。

**【例3】北海道「北海道防災対策基本条例」抜粋**

第15条 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援者の円滑な避難の実施のための体制の整備に努めるものとする。

- 2 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

**自主防災組織等及び消防団の参加・活動促進について**

**【例】栃木県「災害に強いとちぎづくり条例」抜粋**

(自主防災組織及び消防団への参加等)

第17条 県民等は、自主防災組織及び消防団の防災活動に参加するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員の自主防災組織の防災活動への参加並びに消防団への加入及び消防団の活動への参加について協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団への支援等)

第23条 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、自主防災組織の結成及び活動並びに消防団の活動に対して必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、県民及び事業者に対し、自主防災組織及び消防団の活動に関する普及啓発を図るものとする。

## 事業継続計画、事業者による防災活動等について

### 【例】山形県「山形県防災基本条例」抜粋

(事業継続計画の策定等)

第21条 事業者は、異常な自然現象等による事業活動への影響の最小化を図るため、事業継続計画（災害が発生した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業を継続し、又は早期にその復旧を図るために必要な事項を定める計画をいう。）の策定その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の従業者等の安全確保等)

第24条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従業者、施設の利用者等の生命及び身体を守り、並びに従業者、施設の利用者等が一斉に帰宅することによる事故及び混乱を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況の確認、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設の利用者等の安全な場所への避難誘導並びに救出及び救護、施設内における待機の指示その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する措置は、事業者（法人にあってはその代表者）及びその従業者の生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において講ずるものとする。

## 災害応急対策

### 【例1】山梨県「山梨県防災基本条例」

(情報の収集等)

第二十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村、防災関係機関、他の都道府県及び国と連携して、当該災害に関する情報を収集し、整理し、及び県民に速やかに提供するものとする。

(円滑な避難等)

第二十五条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら当該災害に関する情報を収集し、安全な場所への自主的な避難その他の当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第五十六条第一項後段の規定による通知若しくは警告又は法第六十条第一項の規定による立退きの指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

3 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者に対し、当該災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童等に対する避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

5 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民に対し、当該災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

(地域における共助)

第二十六条 県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難が必要なときは、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への呼びかけを行う等互いに助け合う

よう努めるものとする。

**【例2】岡山県「岡山県防災対策基本条例」抜粋**

第43条 自主防災組織は、災害発生時等において、市町村その他の関係機関と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食、危険箇所の巡視その他の地域における災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

**【例3】広島県「広島県防災対策基本条例」抜粋**

(災害ボランティアの役割)

第44条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

## 復旧・復興対策

**【例1】鳥取県「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」抜粋**

(被災者の生活復興支援体制の構築)

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

**【例2】山形県「山形県防災基本条例」抜粋**

(災害復旧及び災害からの復興の取組)

第26条 事業者は、迅速な災害復旧及び災害からの復興を図るため、事業を継続し、又は早期に再開することによって雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に協力するよう努めるものとする。

## 災害の教訓と伝承

**【例1】北海道「北海道防災対策基本条例」抜粋**

(災害に係る検証)

第30条 道は、道内で大規模な災害が発生した場合その他それ以外の災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うものとする。

2 道は、前項の検証の結果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

**【例2】山形県「山形県防災基本条例」抜粋**

(学校等における防災教育の実施)

第27条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒又は学生が、災害が発生した場合にその発達段階に応じた適切な行動をとることができ、並びに地域における防災の取組に積極的に参加し、及び協力できるようにするため、防災訓練その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

**【例3】和歌山県「和歌山県防災対策基本条例」抜粋**

(防災リーダー等の育成)

第27条 県は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティア活動が効果的に行われるよう、市町村、防災関係機関等と連携し、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)、ボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に行われ

るようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

**【例4】新潟県「新潟県防災基本条例」抜粋**

(教訓の発信)

第11条 県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者(次項において「県等」という。)は、過去の災害から得られた教訓を次代の県民に伝承するとともに、県外に広く発信し、県内及び県外の防災力の充実強化に資するよう努めるものとする。